

第1章 序 説

第1節 環境行政の展開

1 環境問題の沿革

わが国の環境は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長とともに加速度的に悪化し、国民の健康に重大な影響を及ぼすまでに至りました。しかし、昭和42年に制定された公害対策基本法をはじめとする関係法令の整備、企業等の公害防止への取り組み等により、産業型公害は沈静化した一方で、近年は、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、生活排水による河川の汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染、自動車交通騒音、廃棄物の増大等いわゆる都市・生活型公害が大きな問題となっています。

このような今日の環境問題に対応するため、平成5年11月に「環境基本法」が制定されました。同法では、環境保全に関する基本理念として、

環境の恵沢の享受と継承等

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等

国際的協調による地球環境保全の積極的推進

の3点が示されています。

本県における公害については、昭和40年頃から製糖工場やセメント工場等から発生するばい煙や粉じんによる被害が局地的に問題となっていました。今日のような環境問題として意識されるまでには至りませんでした。

昭和47年の県政発足とともに、石油精製企業の進出や沖縄振興開発計画に基づく各種の基盤整備事業、沖縄国際海洋博覧会開催に向けた公共投資や民間資本による観光、レジャー施設、宅地造成等の各種開発が短期間に集中したことから、環境に急激な変化をもたらし、県民の間に赤土の流出など環境問題に対する関心が高まってきました。

また、余暇時間の増大や県民の環境に対する意識の変化に伴い、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、気持ちにゆとりを与えてくれる快適な生活環境に対するニーズが高まっています。

その他、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊といった地球環境問題の解決が大きな課題となっており、生活様式の見直し等、地域住民の足元からの行動が重要になっています。

2 環境の問題への対応

本県における環境はおおむね良好に保全されていますが、都市・生活型公害や地球環境問題等、対処していかなければならない課題があります。

また、沖縄県の島しょ性を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会を実現するため、先導的な取組を推進するとともに、地域の特性に応じ、豊かな自然環境や地域環境の保全・創造を図ることとし、環境保全に関する次の諸施策を推進します。

(1) 環境保全対策の促進

平成12年4月から施行した「環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な計画「沖縄県環境基本計画」を平成15年4月に策定しました。

沖縄県環境基本計画を推進するとともに、平成13年11月から施行されている環境影響評価条例に基づく、大規模な開発行為における環境配慮について審査・指導を行い、開発と自然環境保全との調和を図ります。

平成14年8月に設立された「おきなわアジェンダ21県民会議」を中心に県民、事業者、行政のパートナーシップに基づき、「みんなでつくる清(ちゅ)ら島 おきなわアジェンダ21」を指針として、地球温暖化問題をはじめとする地球環境問題に対し、足元から取り組みを進めていきます。

地球温暖化防止に関し、地域全体として取り組むことの重要性に鑑み、地球温暖化対策の推進に関する法律第4条に規定される地方公共団体の温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」の推進に努めます。

また、平成15年11月17日に、同法第24条の規定に基づき指定した「沖縄県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、県民や事業者に対する温暖化防止に関する啓発・広報活動等を推進します。

生活排水対策については、生活排水対策重点地域市町村と協力し、浄化対策に努めるとともに、生活排水による水質汚濁防止に関する意識の高揚を図るため啓発活動に努めます。

赤土等の流出防止については、監視体制を強化するとともに、地域と連携した流域協議会の設置促進や発生源対策などを推進します。

多様化する環境問題に対する認識を深め、地域住民のボランティア活動への積極的な参加を促進するため、県民への環境に関する啓発活動を強化推進します。

(2) 環境監視調査の推進

環境監視測定機器の整備を図り、工場・事業場等の監視・指導を強化するとともに、水質汚濁及び大気汚染等に係る環境基準の達成状況調査、空港や米軍基地に起因する航空機騒音等の監視調査を実施します。

(3) 自然保護対策の推進

本県特有の自然環境、動植物、サンゴ礁の保全を図るため、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の指定・拡大を図るとともに、自然環境の保全に関する指針の策定を進めています。

また、自然公園の指定・拡大を推進するとともに、西表国立公園、沖縄海洋国立公園、沖縄戦跡国立公園及び久米島県立自然公園、伊良部県立自然公園、渡名喜県立自然公園における利用施設の整備を図ります。

さらに、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然観察会、環境教育モデル事業、自然体験活動指導者養成事業を実施しています。

(4) 廃棄物・リサイクル対策の推進

循環型社会の構築を図るため、平成13年度に策定した「沖縄県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の減量化・資源化を推進します。また、地域の生活環境や自然環境の保全のため、廃棄物の不法投棄防止対策を強化します。さらに、ダイオキシン対策やリサイクルの課題に対応した廃棄物処理施設の整備を促進するほか、浄化槽対策を強化します。

第2節 環境の現状・対策の概要

1 大気汚染

本県における大気汚染物質の主な固定発生源は、人口が集中し産業や経済活動の中心圏である本島中南部に立地している火力発電所、石油精製工場及び製糖工場等です。種類別ではボイラーが最も多くなっています。

県では大気汚染の状況を把握するため、県内10か所の一般環境大気測定局、及び4か所の自動車排出ガス測定局で常時監視測定を行っています。毎年、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。

また、地球規模の環境問題の一つである酸性雨について、昭和61年度から降水のpHを調査していますが、大陸性高気圧の影響を受ける秋季から冬季にかけて、雨水のpHが低くなる傾向が見られています。

2 水質汚濁

本県の公共用水域の水質は、公共下水道の普及及び住民意識の高揚等により改善傾向にありますが、一部の河川においては水質の悪化したところも見られます。

これまで25河川（36水域）、11海域（12水域）について、利水目的に応じた水質環境基準の類型指定を行い、その中で、9河川、5海域に上乘せ排水基準を設定し、工場・事業場の排水規制の強化を行っています。

平成15年度の公共用水域の水質測定結果では、カドミウム・シアン等の健康項目については、53（河川39、海域14）の測定地点全てで環境基準を達成しています。

公共用水域の水質を生活環境項目のBOD・COD値でみると、環境基準達成率（環境基準を達成した水域数の割合）は、河川89%（32 / 36水域）、海域92%（11 / 12水域）となっております。

3 騒音・振動

騒音や振動の発生源は、工場、事業場をはじめとして交通機関、商業活動、建築工事など多種多様です。

騒音は悪臭と同様、感覚公害といわれ苦情の対象となりやすく、平成15年度の騒音に係る苦情は210件となっております。騒音公害の内訳は、航空機に関する苦情が最も多く、次いで、その他（家庭生活等）、営業活動、建設作業となっております。また、これら苦情の多くは都市部に集中しています。これは都市化の進展に伴う住工混在、零細規模の工場・事業場の防音対策が不十分なことなどによると思われます。

振動に係る苦情は、平成15年度は9件となっております。

県では、騒音・振動公害の防止対策を推進するため、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域として24市町村（10市10町4村）を指定しています。

4 悪臭

悪臭は、本県における公害苦情の中で最も多く、平成15年度は491件の苦情があり、前年度より33件増加しています。主な発生源は、野外焼却や畜産業等です。

県では、悪臭防止法に基づき規制地域として25市町村（10市9町6村）を指定しており、計22物質について規制を行っています。

5 赤土対策

本県における赤土等流出の主な発生源は、開発事業、農地、米軍基地であり、平成13年度に県が行った調査結果によると、赤土等推定年間流出量（USLE式による推算値）は、沖縄県赤土等流出防止条例の施行前（平成5年度）の52万1千トンから30万トンに減少しました。そのうち、開発事業からの流出量は16万7千トンから4万6千トンと大幅に減少しましたが、農地からの流出は32万1千トンから22万3千トンと減少はしたものの、全流出量の7割以上を占めています。

県では、開発現場の監視パトロールや降雨時における赤土等流出状況調査を行っており、また、赤土流出の著しい地域には赤土等監視員を委嘱、配置して、流出状況の把握に努めています。

さらに、年間流出量の大部分を占める農地の対策に資するため、平成10年度から環境省の委託を受けて、赤土等の流出防止対策の実証試験及び効果検証等の各種調査を実施しています。この成果に基づき、農地の赤土等流出防止対策の推進を図るとともに、総合的な対策の一環として、地域住民主導による流域協議会の設立を促進しています。

6 基地公害

本県には、平成15年3月末日現在、在日米軍基地面積の23.4%に当る23,687.4ヘクタールの米軍基地があり、県土面積の10.4%を占めており、これらの大部分が沖縄本島中北部に分布しています。基地に起因する公害を防止するため、平成15年度の基地排水監視調査を8施設8地点において、また、基地周辺公共川水域監視調査は8施設22地点で水質等の分析を行いました。

一方、航空機騒音については、嘉手納及び普天間飛行場周辺において恒常的に環境基準値を超えている地点があり、基地周辺住民の生活環境や健康に大きな影響を及ぼしています。

県では、基地周辺の環境監視調査を毎年継続して実施し、その結果に基づき、県、米軍で組織する在沖米軍基地環境保全担当者会議において、施設の維持管理の改善方を申し入れるほか、三者連絡協議会等の場において、米軍等関係機関に対して、騒音の軽減策を講じるよう要請を行っています。